自然·· 歴史··

~ 次世代に伝える白河らしい景観 ~

みんなで育む美しいふるさと白河



優れた景観は、私たちに潤いとやすらぎのある快適な生活環境をもたらし、心の豊かさを育みます。白河市では、私たちの足元にある身近で優れた景観をつくり、守り、育て、次の世代に伝えていくため、景観法に基づく景観計画を策定しています。これにより、本市の景観計画区域内(市全域)で行われる一定の規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等については景観計画に定める景観形成基準への適合が求められます。

白河市

市全域における共通の景観形成基準

■1)基本事項

景観形成基準

- ●届出行為の場所(以下「行為地」という。)及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び 課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
- ●届出行為の計画にあたっては、自然公園法(昭和 32 年法律第 16 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)等に基づく施策及び県の条例等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。
- ●届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

■2) 共通事項

色

彩

景観形成基準

- ●行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、 湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
- ●行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- ●行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
- ●設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
- ●設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。

と調和した落ち着いた色彩を基調とする。

▼マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。

●行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

■3) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目 景観形成基準 ●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との 調和に配慮した位置とする。 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ●連続する街並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退 する。 位 置 ●歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置と ●行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。 ●行為地が都市部にある場合には、隣接する土地の利用形態と調和するよう歩行者に開かれたまとまりのある外部空 間を創出できる位置とする。 ●周辺の街並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調整する。 規 ●行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。 形 ●地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 態 ●ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ●歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または 再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ●設備機器を建築物の屋上または屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっ 匠 意 きりしたデザインとする。 ●建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。 ●建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にと どめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。 ●道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として永く親しまれ、品位のある意匠とな るよう配慮する。

◆外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然景観。

項	目	景観形成基準		
		色相	彩度	
		R•YR•Y系	5以下	
		上記以外の有彩色	3以下	
		ただし、アクセントカラー	等の使用については、	色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存
色	彩	の町並み、又は相対的な周辺	四景観、周囲の環境第	合いでは、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
-	₩	障がないと判断される場合に	こはこの限りではない	<i>b</i>
		●外壁、屋根等の一部に周囲の	色彩と対比的な色彩	を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩
		の面積が過大とならないよ	- 70 - 2 0 0	
				に行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び
		周辺の景観との調和に努め	3 .	
		●周辺の街並みや自然景観との		
		●行為地が優れた自然景観の中		
素	材	●地域の自然素材または伝統的		
				に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。
				5、耐久性、対候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
				り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。
				または移植によって修景に活かすように努める。
敷地0	D緑化			地域に多く生育する植物から樹種を選定する。
		●高木、中木、低木、地被植物 ※8825~0.7 世中間に表する。		
		●連路寺の公共空間に面9合めび位置に配慮しながら植栽		は、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及
				ウヘトナ時のなり笠田で送吸から古拉日マルないところもオフト
			• — — -	安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すると
		ともに、場内の高木の植栽		源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。
その	の他			源の権利、四島、元皇人の間が持日に即患する。 後退すること等により生じた空間は、道路等の公共区間と一体と
		*11 希地が前にめる場合になった解放的な空間として		から、
		●行為地内における電線類は、		に努める。

■4) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 頂 目 暑観形成基準

項		景観形成基準
		●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との
		調和に配慮した位置とする。
仂	置	●山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。
137		●道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。
		●行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。
		●行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。
規	模	●周辺の街並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節する。
双	1天	●行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。
形	態	●地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。
115	况	●工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とする。
		●工作物全体として秩序ある意匠とする。
		●単調な大壁面による圧迫感をなくす。
意	匠	●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。
思	<u> </u>	●歴史的な工作物の改築または修繕にあたっては、工作物の材料の一部または意匠の一部を保存し、または再生する
		ことによって歴史的景観の保全に努める。
		●工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等を行わない。
		●工作物の表面には、けばけばしく不快感を与える高彩度の色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然環境
		と調和した落ち着きのある低彩度の色彩を基調とする。
色	彩	●工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩
		の面積が過大にならないように努める。
		●工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とするよう努める。
素	材	●周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。

項		景観形成基準
		●行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。
		●地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。
素	材	●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したも
元		のを使用するよう努める。
		●建築後、汚れや破損等によって景観に支障が生じることがないよう、耐久性、対候性、退色性、エイジング効果等
		を考慮した素材を使用する。
		●工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努め
		ි
		●樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。
敷地位	か緑化	●周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。
		●高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。
		●道路等の公共空間に面する壁面等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及
		び位置に配慮しながら植栽に努める。

■5) 開発行為

項目	景観形成基準
 土地の形状	●地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。
工地07/154人	●景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない。
	●行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。
土地の緑化	●樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。
	●周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。
	●高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。
	●長大な法面または擁壁を生じさせないよう配慮する。
	●法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。
法面の外観	●周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。
が開め込み軽	●擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。
	●擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を
	行わない。
	●調整池の建設、埋立または干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工
その他	夫する。
	●行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

■6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	●行為地外からの出入口は、最小限に限定する。
	●行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。
	●長大な法面または擁壁を生じさせないよう努める。
	●法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。
跡地の形状	 ・擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。
	●擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を
	行わない。
跡地の緑化	●行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
204	◆主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採または採取の位置及び方法を工夫する。
その他	●行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

■7)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準				
集積または	積または ●集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とする。				
貯蔵の方法	●集積または貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行う。				
'# Λ / \	●行為地外からの出入口は、最小限に限定する。				
温へい	●行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。				

景観計画重点区域等の景観形成基準

市全域の共通の景観形成基準に加えて、景観計画重点区域等において遵守すべき基準を次のとおりとしています。 各区域では、市全域に共通の景観形成基準とあわせて、それぞれの区域の行為の制限が適用されます。

■1) 小峰城跡•白河駅周辺地区(景観計画重点区域)

	項目			景観形成基準
	高さ			建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【は地区】【駅舎地区】 ●プラットホームの屋根を超えない高さとする。 【南地区】 ●図書館を超えない高さとする。
	西己是	σ	路から 位 置	【北地区】 ●三重櫓、前御門等に配慮した位置とする。 【南地区】【駅舎地区】 ●前面道路(主要地方道白河・羽鳥線、市道白河駅八竜神線)からできるだけ後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷配	地 内 置	
 建		形	態	【北地区】 「南地区】 ●城跡風致の景観に調和した形態とする。 【駅舎地区】 ●白河駅舎の景観に調和した形態とする。
建築物	形意	意	匠	 【は地区】 ・城淳隆築のデザインを尊重し、城淳のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城跡の雰囲気を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 【南地区】 ・緑化や壁面の素材・色彩等の工夫により、道路等の公共空間や歩行者等に威圧感及び圧迫感を与えないよう配慮する。 【駅舎地区】 ・大正建築のデザインを尊重し、大正ロマンの雰囲気を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ・二方向以上に勾配している屋根とし、道路から見えるところは原則として切妻屋根とする。
		屋_	上設備	●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	É	3 3	彩	【北地区】 【南地区】 ●三重櫓等に配慮し、マンセル表色系における N 系またはこれに近似する色彩を使用する。 【駅舎地区】 ●白河駅舎との調和に配慮し、低彩度のものを基調とする。
	3	\	材 ロー	●反射性のある素材、材料を使用しない。





工作物	高さ	【北地区】【駅舎地区】 ●プラットホームの屋根を超えない高さとする。 ※ただし、鉄道事業のための架線の支持物はこの限りではない。 【南地区】 ●図書館を超えない高さとする。
1/2	色彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
	夜間景観	●三重櫓及び白河駅舎のライトアップを阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な 照明とならないようにする。
共通	その他	●行為地内における電線類は、できる限り地中化等の無電柱化に努める。●やむを得ず設置する場合は、三重櫓、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の景観の保全に配慮した位置とする。●屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、城跡風致の景観に調和した色彩とする。

■2)南湖公園周辺地区(景観計画重点区域)

	項	■	景観形成基準
	ė	đ	建築物の高さは、千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【南湖風致地区・風致隣接地区】 ・8mを超えない高さとする。 【南湖上流地区】 ・10mを超えない高さとする。
		道路から の 位 置	=
建築物	配置	敷地内配 置	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】 ●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ●千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
		形態	【南湖風致地区・風致燐接地区】【南湖上流地区】 ●鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
	形態意匠	意 匠	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】●和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。●二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】 ●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。





建	色彩	%	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】 ●マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度 3 以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度 2 以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
建築物	素を	オ	【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】 ●反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、主要な視点場(千世の堤、共楽亭)から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。
工作物	高さ	<u>‡</u>	【南湖風致地区・風致隣接地区】 ●8mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。 【南湖上流地区】 ●10mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。
	色彩	号	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機		●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
++/3	夜間景観	見	●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
共通	その他		●屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。

■3) 白河関跡周辺地区(景観計画重点区域)

	رو داري دا	-/3/-5		·~	
	項	E	3		景観形成基準
	高		さ		●8.2mを超えない高さとする。
			道路か	5	●白河関跡へのアクセス道路である主要地方道伊王野・白河線から白河関跡への眺望に配慮した位置
	配	置	の位	置	と する。
	86		- 敷地内		●背後丘陵地の景観を阻害しない位置とする。
				置	
			形	態	●周辺の丘陵地に配慮し、歴史遺産である白河関跡の景観に合った形態とする。
	形	態			●和風のデザインを尊重し、白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気を
建	意	匠	意	匠	損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。
建築物	\D\				●二方向以上に勾配している屋根とする。
初			屋上設	備	●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
		色			$ullet$ マンセル表色系における ${f R}ullet {f YR}ullet {f Y}$ 系の色相は、彩度 3 以下とする。
					●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。
			彩		●屋根は黒・茶系を基調とする。
					●外壁は白・茶系を基調とする。
					※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	素		素 材		●反射性のある素材、材料を使用しない。
					※ただし、 寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
Ţ		色	彩		●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似
工作物					色とする。
初		白動	販売機	_	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観			●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			-0×3 (E/II		







白河関跡周辺地区図(景観計画重点区域)

■4)城下町地区(景観計画推進区域)

	, ,,,,	
	項 目	景観形成基準
	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 ●15mを超えない高さとする。 ※ただし、景観形成に配慮し勾配屋根を設置する場合は、当該高さの制限は軒の高さまでとする。また、 この場合の屋根勾配は、10分の3から10分の5までとする。
	敷地内酉础	■ ●町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。
建築物	意匠	●和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気を損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。●二方向以上に勾配している屋根とするよう努める。
物	屋上設備	●屋上に室外機等設備機器は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	 ●マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。 ●アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。※城下町地区重点推進区域を除く。
	素材	●反射性のある素材、材料を使用しない。※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
Į	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
工作物	自動販売	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩、配置とする。





■5)新白河駅周辺地区

	項目	景観形成基準
建築物	高さ	 建築物の高さは、南部公園(千世の堤)を視点場とした那須連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。 (転坂地区) 15mを超えない高さとする。 (高山地区) 20mを超えない高さとする。 (国道 289 号西地区) 40mを超えない高さとする。 (新白河駅前地区) 45mを超えない高さとする。
		20m 0